

# 2025年度 一橋大学法学研究科 「EU研究共同プログラム」募集要項

本学大学院では、EUに関する専門知識の修得を目的として、2013年度から法学研究科に副専攻「EU研究共同プログラム」を開設しました。

ついては、このプログラムに登録する大学院学生を募集しますので、皆さまの積極的な応募を期待します。

プログラムウェブサイト：<https://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/eu/>

## 1. 出願資格

本学大学院修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程（ただし、法科大学院を除く）に2025年度に入学する者。

## 2. 募集人員 10名程度

## 3. プログラム登録

- ① 登録を希望する大学院学生は、登録期間内に「EU研究共同プログラム履修登録願」を法学研究科事務室（法人本部棟4階）に提出してください。（メール提出可）

- ② 登録締切 **2025年5月2日（金）**

**※履修希望者は4月16日（水）3限のガイダンス（下記）に出席下さい。**

## 4. 開講科目、単位数及び開講時限等

別添の【EU研究共同プログラム科目】を参照してください。

## 5. ガイダンス・登録許可

- ① ガイダンス

**2025年4月16日（水）3限（13：15～）**

**場所：講義棟102ゼミ室**

- ・ EU Research Skills I の初回授業内で実施します。
- ・ EU Research Skills I 春夏学期 水曜3限  
時間割コード：2JJ50201【修士】、2JJ60301【博士】
- ・ この日時に参加できない者は、ガイダンス開始までに担当教員宛（法学研究科 中西：yumiko.nakanishi@r.hit-u.ac.jp）に連絡して下さい。
- ・ ガイダンス参加後、プログラム登録・履修を取りやめる場合、ガイダンス後（または履修撤回期間）にCELS履修登録を削除してください。（manaba自己登録は4月中旬に自動削除されます。）

- ② 登録希望者が募集人員を超えた場合は、ガイダンス時に面接を行い登録者を決定します。登録を許可されなかった者には、後日不許可の連絡をします。

## 6. 履修期間

本学大学院各課程を修了するまでとします。

## 7. 履修手続き

本副専攻プログラムの登録者は、指定された履修登録期間内に所定の履修手続きを行ってください。必修科目の「EUワークショップ」「EU Research Skills」の履修登録もCELS上で必ず行ってください。

## 8. 修了要件

本副専攻プログラムの登録者は、所属研究科等で定められた修了要件に加えて、課程ごとに以下の要件を満たすと本副専攻プログラムの修了を認定します。

なお、研究科・課程によっては同一教員による同一の授業科目を重複履修することができない場合や、他研究科科目の単位を修了要件に算入できない場合があります。所属研究科等で定められた修了要件について、各自で十分に確認すること。

### A) 修士課程、専門職学位課程

必修科目

「EUワークショップ」（隔週半期1単位）×4コマ＝4単位

「EU Research Skills I」（半期2単位）×2コマ＝4単位

「EU Research Skills II」（半期2単位）×2コマ＝4単位

選択必修科目

上記科目を除く【EU研究共同プログラム科目】の中から

2単位×2科目＝4単位

合計16単位

### B) 博士後期課程

必修科目

「EUワークショップ」（隔週半期1単位）×6コマ＝6単位

「EU Research Skills I」（半期2単位）×3コマ＝6単位

「EU Research Skills II」（半期2単位）×3コマ＝6単位

合計18単位

その他

学位論文等の研究成果に関する公開プレゼンテーション

## 9. 修了申請

登録者は、本副専攻プログラムの修了要件を満たす見込みとなった時点で、「EU研究共同プログラム修了認定申請書」を法学研究科事務室（法人本部棟4階）に提出してください。（メール提出可）

## 10. 修了認定及び修了証の授与

上記9の申請に基づき、法学研究科委員会において修了認定を行い、所属研究科等の学位授与と同時に「EU研究共同プログラム修了証」を授与します。

## 11. 事務手続き・問合せ先

法学研究科事務室 E-Mail: law-km.g@ad.hit-u.ac.jp